

平成16年2月13日

各位

会社名 株式会社九州親和ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 小田 信彦
(コード番号 8340 東証第一部、福証)
問合せ先 取締役総合企画グループマネージャー
森 三四
(TEL 0956-26-4105)

四半期情報の開示について

当社の子会社である株式会社親和銀行の平成16年3月期第3四半期(平成15年10月1日から平成15年12月31日)における四半期情報についてお知らせします。

なお、以下に記載する各四半期の数値は、監査法人による監査を受けておりません。

1. 「金融再生法ベースのカテゴリーによる開示」(親和銀行単体)

	平成15年12月末	平成15年6月末	(参考) 平成15年9月末(実績)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	705	516	691
危険債権	1,256	987	1,229
要管理債権	833	712	628
合 計	2,794	2,216	2,547

(注) 上記の各四半期末計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末又は中間期末に開示する計数とは異なるため、計数は連続しておりません。

1. 各四半期末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」の金額は、年度末又は中間期末時点における金額(債務者区分()残高)をベースとし、四半期中に倒産、不渡り、廃業等の客観的な事実があった債務者について、当行の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行ない、債務者区分が下方に変更になったと認められる債務者に対する債権額を新たに加算、または「危険債権」を減額し「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」を加算しております。

また、各四半期末については、当該四半期中の実行・回収等の変動は勘案しておりますが、償却・引当見込額および担保処分見込額等の変動については勘案しておりません。

債務者区分との関係

- ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権(実質破綻先、破綻先の債権)
- ・危険債権(破綻懸念先の債権)
- ・要管理債権(要注意先のうち、元本又は利息の支払いが3カ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権)

2. 各四半期末の「要管理債権」の金額は、同様に、年度末又は中間期末時点における金額をベースとし、四半期中に正常先、要注意先の債務者に対する債権のうち新たに3カ月以上延滞となった債権、新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に変更になった金額を減算しております。

また、各四半期末については、当該四半期中の実行・回収等の変動を勘案しております。

2．自己資本比率（国内基準・九州親和ホールディングス連結）

（参考）

	平成16年3月末(予想値)	平成15年9月末(実績)
連結自己資本比率	7%台前半	7.02%
連結Tier比率	6%台前半	6.17%

（注）上記予想値は、経営環境に関する前提条件の変化等に伴い変動することがあります。

3．時価のある有価証券の評価差額（親和銀行単体）

○ 評価差額

（単位：億円）

（参考）

（単位：億円）

	平成15年12月末				平成15年6月末				平成15年9月末			
	時価	評価差額			時価	評価差額			時価	評価差額		
			うち益	うち損			うち益	うち損			うち益	うち損
その他有価証券	4,911	70	141	71	4,766	81	149	67	4,795	73	137	64
株式	430	12	60	48	392	5	45	51	451	29	64	35
債券	3,868	45	59	14	3,654	77	85	8	3,782	34	55	21
その他	612	12	21	8	719	9	17	7	561	9	17	8

（注）1．各四半期末の「評価差額」および「含み損益」は、各四半期末時点の帳簿価額（償却原価法適用前、減損処理前。第3四半期は中間期末の償却原価法適用前、減損処理前。）と時価との差額を計上しております。

2．有価証券のほか、譲渡性預け金およびコマーシャル・ペーパー等も含めております。

3．なお、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式に係る含み損益は該当ありません。

4. デリバティブ取引（親和銀行単体）

（1）金利関連取引

区分	種類	(単位: 億円)			(参考) (単位: 億円)		
		平成15年12月末			平成15年 6 月末		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	—	-	-	-	-	-	-
店頭	金利スワップ	114	4	4	134	5	5
	その他	-	-	-	-	-	-
	合 計			4			5

（注）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

（2）通貨関連取引

区分	種類	(単位: 億円)			(参考) (単位: 億円)		
		平成15年12月末			平成15年 6 月末		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	321	1	1	189	0	0
	為替予約	3	0	0	4	0	0
	通貨オプション	-	-	-	-	-	-
	合 計			1			0

（注）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

（3）株式関連取引

区分	(単位: 億円)			(参考) (単位: 億円)		
	平成15年12月末			平成15年 6 月末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	-	-	-	0	0	0
店頭	-	-	-	-	-	-
合 計			-			0

（注）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

（4）債券関連取引

区分	(単位: 億円)			(参考) (単位: 億円)		
	平成15年12月末			平成15年 6 月末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	-	-	-	-	-	-
店頭	10	0	0	-	-	-
合 計			0			-

（注）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

区分	(単位: 億円)			(参考) (単位: 億円)		
	平成15年12月末			平成15年 6 月末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店 頭	10	0	0	10	0	0
合 計			0			0

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

5 . 預金等・貸出金の残高 (親和銀行単体)

	(単位: 億円)			(参考) (単位: 億円)	
	平成15年12月末			平成15年9月末	平成14年12月末
		平成15年9月末比	平成14年12月末比		
預金等(譲渡性預金含む)	24,071	198	1,159	24,269	25,230
うち流動性預金	9,644	383	43	9,261	9,687
うち定期性預金	14,427	581	1,116	15,008	15,543
うち個人預金	16,419	3	162	16,422	16,581
うち個人以外預金	7,652	195	997	7,847	8,649
貸出金	18,813	303	580	19,116	19,393
うち中小企業等	16,449	276	485	16,725	16,934

(注) 1 . 平成14年12月末の計数は、旧親和銀行と旧九州銀行の単純合算ベースです。

2 . 譲渡性預金は定期性預金に含めて記載しております。

3 . 預金等残高については、合併および店舗統廃合に伴い予測された預金分散と、資金調達コスト改善を目的に高金利定期性預金を抑制したために減少しております。

4 . 貸出金等残高については、景気低迷による資金需要の減少のほか、企業再生および不良債権最終処理のために貸出資産の償却・オフバランス化を実施したことにより減少しております。

以 上

(ご参考)

企業再生と不良債権残高圧縮に向けた取り組みについて

親和銀行では、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の趣旨を踏まえ、平成15年度から2年間の集中改善期間における中小企業再生と地域経済活性化のために、積極的な不良債権処理に取り組んでおります。

15年度上期には、企業の経営実態や将来にわたる収益性などを精緻に検証するとともに、最終処理による追加損失発生を抑止するための担保評価の見直しを行い、15年9月末の金融再生法開示債権額は2,547億円となりましたが、大幅な引当強化を実施することで企業再生と不良債権問題の解決に向けた備えを確保しました。

さらに、15年度下期に入り、貸出条件の変更も含めた企業再生支援に取り組む一方、信用リスクに応じた基準金利見直しなど、主に要管理先への債務者区分変更を行ったことで、15年12月末の開示債権額は2,794億円となりました。

今期末に向けては、企業再生スキームやオフバランス処理が進行するため、16年3月末の開示債権額は約550億円減少し、2,250億円程度となる見込みです。

なお、集中改善期間が終了する17年3月には、不良債権残高を15年9月末比約1,000億円圧縮して、不良債権残高比率7%台を目指してまいります。

(1) 企業再生支援

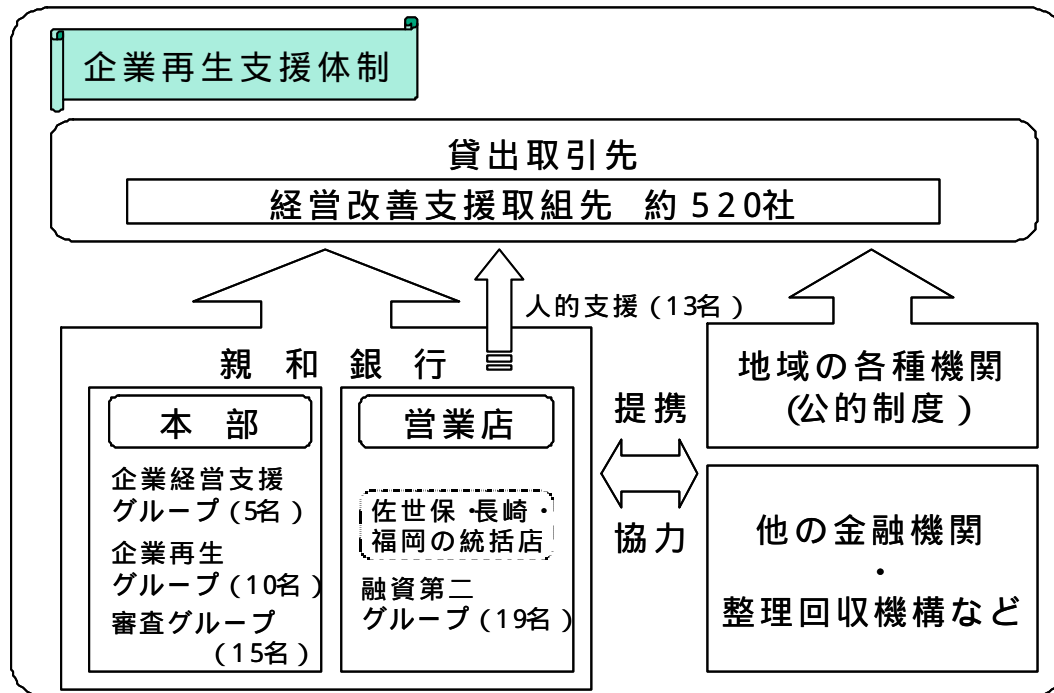
支援体制

企業再生に向けては、審査部に取引先の経営改善を支援する「企業経営支援グループ」および大口与信先や業種別の事業再生を支援する「企業再生グループ」を設けるとともに、地域の拠点である佐世保・長崎・福岡の統括店舗に事業再生支援の専門部署「融資第二グループ」を設置して、本部・営業店一体となった支援体制を構築しております。

支援拡大

お取引先企業とともに経営改善に取り組む支援対象先を約520社に拡大して、再生計画の策定および実施を進め、必要に応じて人的支援も行っております。

また、中小企業の早期事業再生に向けた取り組み強化を目的に、地域再生ファンドの設立を検討するとともに、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、あおぞら銀行等と業務協力協定を締結しております。



(2) 不良債権残高の圧縮

不良債権については、債務者区分に応じた取り組み方針を明確にして対応いたします。特に破綻懸念先企業については、事業の存続可能性を見極めて対応し、再生可能性があると判断した場合は、事業再生のための方策を講じる一方、再建見込が乏しいと判断した企業については、法的処理を含めた最終処理を行い、残高圧縮を進めてまいります。

既に、改正会社更生法やデッド・エクイティ・スワップ（債務の株式化）などの活用を実行に移しており、今後も企業再編および再生スキームによる早期事業再生に積極的に取り組んでまいります。

(3) 信用リスク管理

信用リスクについては、大口与信先、業種別などのリスク管理を強化し、与信ポートフォリオの改善を図ってまいります。

大口与信先については、その業況変化が経営に与える影響が大きいことから、与信リスクの分散・逓減が重要であり、1企業グループあたりのクレジットライン設定など管理を強化して、今後のリスク発生の回避に努めてまいります。

また、業種についても、業種別の専任審査担当者を配置し、業種別審査マニュアルを作成するなど、審査能力の強化に取り組んでおります。

以上

本資料には、将来の業績に関する記述が含まれています。

こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を内包するものであります。将来の業績は、経営環境の変化などにより、目標対比異なる可能性があることにご留意ください。